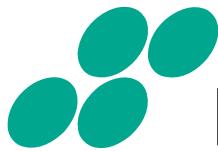




NOSAIの建物共済



NOSAI

■岡山県農業共済組合

P1~2 NOSAIの魅力
P3~4 建物共済の種類、内容
P5~6 共済金計算方法、費用共済金
P7~8 特約、
もしも災害が発生したときは

P9~10 建物の構造、加入目安額
P11~12 共済掛金、各種特約付掛金早見表
P13~14 告知・通知事項、その他
P15~16 Q&A
P17~26 約款等
裏面 重要事項説明書

引受は1棟ごとの契約ですので、加入申込書の内容をもう一度よく確認のうえ、ご加入ください。

NOSAIの魅力

1

積立部分のないスリムな1年掛け。
超低金利時代にマッチした無駄のない補償。

1日わずか71円で3,000万円の補償。

(※火災共済・木造住宅の場合)

2

新価補償なので、万一のときも
万全です。

事故に遭って共済金をもらっても、
掛け金は据え置き。

3

納屋等の収納農機具まで
加入できるのは、
NOSAIだけ。



平成31年4月1日
県内1組合

岡山県農業共済組合



スタート

共済の対象

建物



- 建物は基礎を含んでの契約です。
- 門垣塀、カーポート、その他の工
作物は申し出により加入できます。

家財

- 家具・電化製品・衣類・寝具などの生活に必要な用
具のことです。
- 貴金属・宝石・書画・骨董品などで1点30万円を超
えるものは含まれません。



農機具

- 加入建物に収容された大型農機
具・小農器具を含めたものです。
- ※建物に収納されている状態で事故に
遭われた場合のみ
支払対象です。



※家財または農機具だけの加入はできません。それらを収容する建物部分に加入していただく必要があります。

すべての建物に火災共済が必要な理由

●「納屋や倉庫は火を使わないから安心」ではありません。

母屋から類焼するケース、納屋や倉庫を火元とする火災も多く発生しています。

また、火災の後には、高額な後片付け費用が必要になる場合もあります。

木造の納屋・倉庫では100万円の補償で年間掛金860円です。

未加入建物が無いようにご加入の建物を再確認してください。



家財・収納農機具の火災共済が必要な理由

●「建物」だけのご加入では「家財」「収納農機具」は補償されません。

万が一の災害の際に家財や農機具を一度に全て買い揃えるとなると、思った以上に高額になります。

また、農機具を収納している納屋や倉庫が全焼し、農機具が全て焼失したとき、その後の農業経営に大きな影響を及ぼすことがあります。

「建物」と合わせて「家財」「農機具」のご加入をおすすめします。



自然災害には“総合共済”のご加入を!

●火災共済では、自然災害による損害は補償されません。

平成30年7月の西日本豪雨により被災された方には心よりお見舞いを申し上げます。

西日本豪雨では、家屋の浸水、土砂崩れ等の被害が多く発生しました。

また、平成29年10月の台風21号、平成29年1月～2月の大雪など、自然災害により屋根・瓦の損害やそれに伴う室内の濡れ損が多発しました。また、大地震の発生も危惧されています。

火災共済では、自然災害・地震は補償されません。

自然災害・地震の備えに、総合共済をご検討してください。



建物共済の種類（NOSAIの建物共済には2つの商品があります）

火災共済

(家財等を含め) 1棟6,000万円まで加入できます。

火災共済の対象となる災害



1 火災



2 落雷



3 破裂・爆発



4 外部からの物体の落下・飛来・衝突または建物内部での車両の衝突

地震による火災は火災共済ではお支払いできません

凍結による水道管の破裂は対象外

「車両の飛び込み」等（自然災害を除きます）



5 水ぬれ

6 盗難によって生じた
き損・汚損

7 騒乱・集団行動



8 消火活動による損害

給排水設備に生じた事故等による水ぬれ（蛇口の締め忘れ、老朽化などは対象外）

盗難品の損害は除きます

集団行動による
破壊行為などによる損害

自然災害による被害は火災共済では対象外です。



9 台風等の風水害



10 雪害



11 土砂崩れ・地すべり

12 地震・噴火・津波
(契約額の50%限度)

お支払できない事故（一部抜粋）

- タバコの火やアイロンによる焦げ
- 風呂の空焚き
- 地震に起因する火災（火災共済の場合）
- 自然災害に起因する物体の飛来（火災共済の場合）
- 給排水設備の水もれのみ（水ぬれ被害がない場合）
- 給排水設備の水もれの発生日時と場所が特定できない水ぬれ



総合共済

(家財等を含め)1棟4,000万円まで加入できます。

※建物・家財・農機具それぞれの再取得価額が限度です。

総合共済の対象となる災害



1 火災



2 落雷



3 破裂・爆発



4 外部からの物体の落下・飛来・衝突または建物内部での車両の衝突



5 水ぬれ



6 盗難によって生じた
き損・汚損



7 騒乱・集団行動



8 消火活動による損害



総合共済は火災共済の8つの事故に加えて、次の事故にも対応しています。



9 台風等の風水害



10 雪害



11 土砂崩れ・地すべり



12 地震・噴火・津波
(契約額の50%限度)

住宅の欠陥及び経年変化による
雨漏り等は対象外です

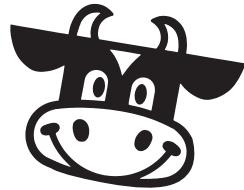
瓦の凍み割れ等の
凍結被害は対象外です



- 盗まれた品物
- 経年変化による損害(雨漏りなど)
- 損害額が1万円に満たない自然災害
- 凍結(瓦の凍み割れ、すが漏りなど)
- 建物の損害額が再取得価額の5%に満たない地震事故(家財・収納農機具は70%に満たない場合)

※建物共済重要事項説明書(裏表紙)の「8.共済金が支払えない場合」も併せてご確認ください。

損害共済金の計算方法



加入割合により共済金を算定します。
加入割合が低いと、十分な共済金を受けることができません。

重要

加入割合とは= $\frac{\text{共済金額(ご加入金額)}}{\text{再取得価額(建物等評価額)}} \times 100\%$

※再取得価額とは、建物・家財・農機具それぞれの評価額です。
詳しくはP10加入目安額をご確認ください。

もしも火災事故による損害を受けたら(木造住宅・再取得価額3,000万円)



損害共済金=
損害額×
【共済金額が限度】

共済金額

再取得価額×80%

火災共済の支払例

共済金額
(加入金額)
共済掛金

事故例
(建物の場合)

損害共済金の計算例

損害共済金



3,000万円
25,800円

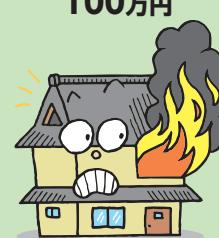
火災で部分焼
損害額
100万円

損害額
100万円
再取得価額の80%以上の加入金額のときは
損害額=損害共済金となります。

100万円



1,200万円
10,320円



損害額
100万円×
加入金額
1,200万円
3,000万円×80%
再取得価額×80%

50万円

費用共済金

損害共済金に加えて、右記の各種費用共済金が支払われます。

残存物取扱い費用共済金 (地震・噴火・津波を除く)

残存物の取扱いに要した費用を損害共済金の10%、もしくは実費額のいずれか少ない額をお支払いします。

特別費用共済金 (地震・噴火・津波を除く)

地震等の事故以外で全損した場合、加入金額の10% (1棟につき200万円を限度)をお支払いします。

もしも自然災害による損害を受けたら(木造住宅・再取得価額3,000万円)

総合共済 損害共済金 = (損害額 - 再取得価額の5%または10,000円のいずれか低い額) × $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$

総合共済の支払例

共済金額
(加入金額)
共済掛金事故例
(建物の場合)

損害共済金の計算例

損害共済金

3,000万円
89,400円台風で屋根が破損
(風害)
損害額
100万円損害額
(100万円
-1万円) ×
3,000万円
3,000万円
再取得価額

99万円

1,000万円
29,800円損害額
(100万円
-1万円) ×
1,000万円
3,000万円
再取得価額

33万円

もしも地震による損害を受けたら(木造住宅・再取得価額3,000万円)

総合共済 損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{再取得価額}}$

※地震等による建物の損害割合が、建物の再取得価額の5%以上の時に支払われます。

※家財及び収納農機具は地震等による損害割合が、70%以上の時に支払われます。

※最高補償額(全壊の場合)は、共済金額の50%となります。

総合共済の支払例

共済金額
(加入金額)
共済掛金事故例
(建物の場合)

損害共済金の計算例

損害共済金

3,000万円
89,400円地震で住宅が全壊
損害額
3,000万円損害額
3,000万円 ×
加入金額
3,000万円 × 3,000万円
3,000万円
再取得価額

1,500万円

損害防止費用共済金

損害の防止・軽減(消火活動)に要した費用の実費を限度にお支払いします。

地震火災費用共済金 (火災共済のみ)

火災共済にご加入で地震等により火災が発生し、ご加入の建物が半焼以上になったときに加入金額の5%をお支払いします。

失火見舞費用共済金

ご加入の建物が火元となり、隣家が類焼・汚損等を被った場合に、一世帯当たり20万円をお支払いします。但し、1事故につき、加入金額の20%を限度とします。火元が未加入の建物の場合は対象外となります。

特約付きの加入のおすすめ

臨時費用担保特約 (地震・噴火・津波を除く)

総合
共済

①共済金が10~30%アップします!

損害に伴う臨時の費用として、すべての事故に損害共済金の10~30%(1棟250万円限度)をプラスしてお支払いします。



損害に伴う臨時の費用とは?

例えば、仮住まい費用・
住宅移転費用など…

加入建物に火災(一部損)が発生し、損害共済金が100万円の時の支払例

◎特約の給付割合30%を選択していたら…

損害共済金	+	臨時費用	=	支払共済金の合計
100万円		30万円		130万円

②死亡または後遺障害費用もプラス

共済事故で死亡・後遺障害が発生した場合、加入金額の30%(1事故1名につき200万円限度)をお支払いします。

小損害実損墳補特約 (地震・噴火・津波を除く)

総合
共済

建物・家財・収納農機具ごとに30万円までの損害額であれば、加入割合に関係なく、実損害を補償できる特約です。
(ご加入要件として、その棟の建物・家財・収納農機具の合計加入金額が1,000万円以上であること等があります。)

<小損害実損墳補特約の支払い例>

もしも落雷事故による損害を受けたら(木造住宅・再取得価額3,000万円)

火災共済の支払例	共済金額 (加入金額) 共済掛金	事故例 (建物の場合)	損害共済金
Aさん 	3,000万円 25,800円	落雷で エアコンが 修理不能 損害額 20万円 	20万円
Bさん 	1,200万円 10,320円		10万円
Cさん (特約付き) 	1,200万円 11,320円		20万円

小損害実損墳補特約をつけたCさんには満額のお支払い

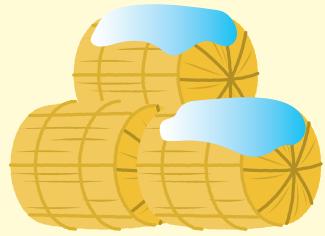
収容農産物補償特約(総合共済限定の特約です。)



総合共済で加入している納屋等に保管されている農産物を補償する特約です。

対象の品目と 補償期間など

- 出荷、販売用の「米・麦・大豆」の3品目
- 1建物・1品目ごとに1口100万円から5口500万円まで加入できます
- 補償の期間は①Aタイプ(1年間の内120日以内)、
②Bタイプ(年間を通じて補償)から選択できます



支払対象となる災害

加入建物に保管中の農産物が総合共済の対象となる災害(P.4参照)を被った場合で、収容農産物に1事故1万円を超える損害が発生した時

共済金の計算方法

損害の生じた数量



農林水産大臣が告示する農作物の単位当たり共済金額



収容農産物損害共済金

- 加入口数を上限に実損害額を収容農産物損害共済金としてお支払いします。

もしも災害が発生したときは

共済事故発生!!



①事故発生の通知

重要

共済事故が発生した場合、速やかにNOSAIへご連絡ください。

損害を算定するためには、損害の修理、撤去を行う前の現地確認が重要です。
事故発生後、速やかにNOSAIへご連絡ください。



②必要書類の準備・提出

(現地確認時にご説明します)

- 火災の場合：罹災証明書、修理業者の見積書など
- 落雷事故の場合：落雷損害証明書など(レシートでの共済金請求はできません)
- 自然災害の場合：修理業者の見積書など
- 盗難によるき損、汚損・車の当て逃げの場合は、修理業者の見積書の他に警察に被害届を出し、受理番号を聞いてください。



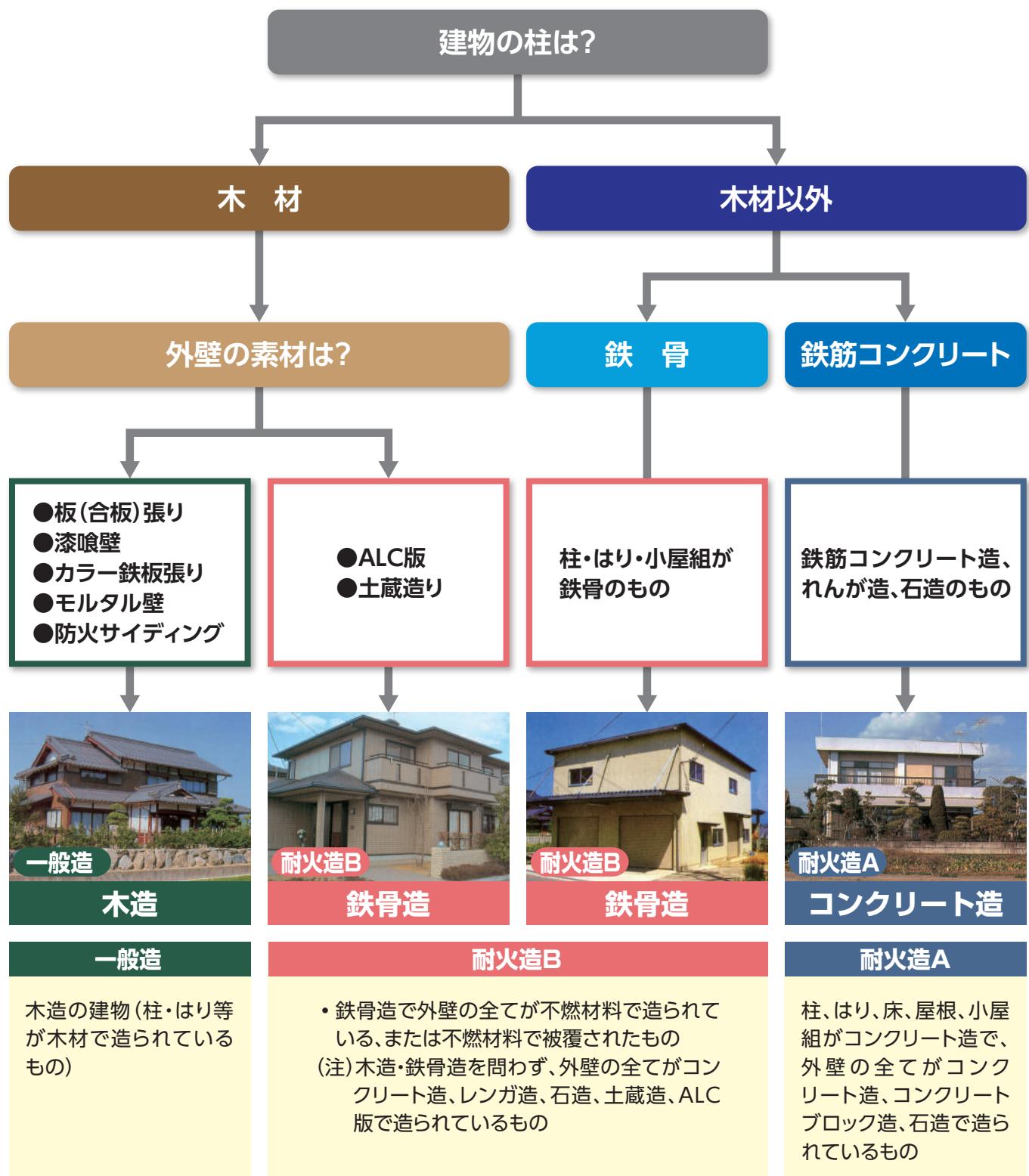
共済金のお支払い



加入者様にしていただくことは上記2点です。事故発生連絡の遅れや忘れのないようにお願いいたします。

建物の構造

建物共済では、火災等の危険度によって構造を「一般造」「耐火造B」「耐火造A」の3つの区分に分けています(下図)。



ALC版とは
軽量気泡コンクリート版ともいい
ます。商品名には「パワーボード」
「ヘーベル」などがあります。

再取得価額でご加入を!
再取得価額が加入限度額です。
※再取得価額(建物等評価額)とは、同等のものを新たに建築あるいは
購入するのに必要な金額をいいます。

加入目安額

1 建物の加入の目安 住宅以外の建物にもご加入を

建物単位当たり 新築価額の目安	用途	住宅	納屋	住宅兼納屋	土蔵	倉庫	農作業場	車庫	併用住宅
	1m ² 当たり	18万円	9万円	13万円	25万円	6万円	9万円	6万円	15万円
	1坪当たり	60万円	30万円	43万円	83万円	20万円	30万円	20万円	50万円

(注) 建物の用途別の標準的な新築価額です。材料や造りなどで価額は変動しますので、実勢価額を参考にご判断ください。

【建物再取得価額】

(建物延m²数または坪数)

$m^2 \times$
(坪)

(m^2 または坪当たり標準価額)

万円

万円

※延m²数とは、1階、2階を合わせた面積です。

2 家財の加入の目安 収納している棟ごとにご加入を

建物と同様に再取得価額（同等のものを新しく購入するのに必要な金額）までご加入できます。

算出にあたっては「家族共通の家財+世帯主夫婦の家財+世帯主夫婦以外の家族の家財」となります。

※なお、居住人数等によっては再取得価額が変動するので、見直しが必要です。

家族で使う家財の目安	
住宅の延面積	家族共通 再取得価額
66m ² 未満	480 万円
66m ² 以上～ 99m ² 未満	530 万円
99m ² 以上～132m ² 未満	610 万円
132m ² 以上～165m ² 未満	675 万円
165m ² 以上～198m ² 未満	725 万円
198m ² 以上～231m ² 未満	770 万円
231m ² 以上～264m ² 未満	815 万円
264m ² 以上～297m ² 未満	860 万円
297m ² 以上	885 万円

個人で使う家財の目安			
	世帯主夫婦以外の家族		
	家族		再取得価額
	成 人 25歳以上	男性	215万円
		女性	460万円
	成 人 25歳未満	男性	145万円
		女性	275万円
	大 学 生	男性	115万円
		女性	200万円
	小・中・高校生		70万円
	幼 儿	児	40万円

共通家財の価額は？

住宅延面積198m²
世帯主夫婦・お



夫婦	770万円	夫	730万円	妻	215万円	父	460万円	母	70万円	子	70万円	=	2,315万円
----	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	------	---	------	---	---------

※家財を収納している建物が複数ある場合は、合計した延面積で算出した加入目安額に対してその棟の家財収納割合を乗じて、棟ごとの目安額を算出します。

3 農機具の加入の目安 納屋・農作業場に合わせてご加入を



*小農器具とは80万円程度未満の農機具及び小農具(鋤、鎌など)のことです。

共済掛金 建物の構造と用途によって異なります。

特約無しの1年間の掛金です。(共済金額1,000万円当たり)

構 造	用 途					
	普通物件		特殊一般物件		特殊割増物件	
共済の種類	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済
一般造	8,600円	29,800円	15,900円	35,400円	34,900円	49,900円
耐火造B	4,900円	26,900円	7,700円	29,000円	15,700円	35,100円
耐火造A	2,700円	25,200円	3,100円	25,500円	5,100円	27,000円

各種特約付き掛金早見表

臨時費用担保特約付き1年間の掛金です。(共済金額1,000万円当たり)

構 造	用 途						
	普通物件		特殊一般物件		特殊割増物件		
共済の種類	給付割合	火災共游	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済
一般造	10%	9,300円	32,300円	17,100円	38,500円	37,600円	54,700円
	20%	9,800円	33,200円	18,100円	39,700円	39,800円	56,500円
	30%	10,200円	33,800円	18,800円	40,500円	40,800円	57,700円
耐火造B	10%	5,300円	29,200円	8,300円	31,500円	16,900円	38,300円
	20%	5,600円	29,900円	8,800円	32,400円	17,900円	39,400円
	30%	5,800円	30,400円	8,900円	32,900円	18,200円	40,100円
耐火造A	10%	2,900円	27,200円	3,300円	27,500円	5,500円	29,300円
	20%	3,000円	28,000円	3,500円	28,200円	5,800円	30,000円
	30%	3,100円	28,400円	3,600円	28,700円	5,900円	30,500円

臨時費用担保特約と小損害実損填補特約の併用
(共済金額1,000万円当たり、下表の金額に小損害実損填補特約の掛金を加算します)

構 造	給付割合	用 途					
		普通物件		特殊一般物件		特殊割増物件	
共済の種類	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済
一般造	10%	9,300円	32,500円	17,200円	38,700円	37,700円	54,900円
	20%	9,900円	33,500円	18,200円	40,000円	40,000円	57,000円
	30%	10,300円	34,100円	19,000円	40,800円	41,600円	58,200円
耐火造B	10%	5,300円	29,300円	8,300円	31,600円	17,000円	38,500円
	20%	5,600円	30,200円	8,800円	32,600円	18,000円	39,800円
	30%	5,800円	30,700円	9,200円	33,200円	18,700円	40,600円
耐火造A	10%	2,900円	27,400円	3,300円	27,700円	5,500円	29,400円
	20%	3,100円	28,200円	3,600円	28,500円	5,900円	30,300円
	30%	3,200円	28,700円	3,700円	29,000円	6,100円	30,800円

小損害実損填補特約の1年間の掛金です。

火災共済の場合は1,000円を加算します。

総合共済の場合は3,530円を加算します。

収容農産物補償特約の掛金です。(総合共済限定)

補償タイプ・補償金額	1□100万円	2□200万円	3□300万円	4□400万円	5□500万円
Aタイプ(120日以内)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
Bタイプ(1年間)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

上表は特約部分のみの掛金表です。建物部分の総合共済掛金との合計額が必要です。

ご提案書

用途 	=	建物 万円 + 合計 家具 万円 + 掛金 農機具 万円 + 円	+	収容農産物 万円 + 掛金 円	=	掛金合計 円
用途 	=	建物 万円 + 合計 家具 万円 + 掛金 農機具 万円 + 円	+	収容農産物 万円 + 掛金 円	=	掛金合計 円

告知・通知事項があります

告知事項をご確認ください。

告知事項とは、加入申し込みの際に、危険の測定に関する事項(損害発生の可能性に関わる事項)について、告知いただく事項です。

※告知事項について、加入者の故意・重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と異なる告知があった場合は、ご契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

通知事項をご確認ください。

通知事項とは、契約の成立後に、危険増加等に関する事実が発生した場合に、ご加入者に通知していただくものです。建物火災共済約款第20条(総合共済約款第18条)に記載する以下の事項が通知事項ですのでご確認ください。

※通知事項について、加入者が通知を怠った場合は、契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

建物共済約款(通知義務)記載の通知事項

- ①他共済等との契約の締結
- ②共済目的を譲渡すること
- ③共済目的を解体すること
- ④共済事故以外の原因による破損
- ⑤共済目的の改築・増築・構造変更、
15日以上にわたる修繕
- ⑥30日以上にわたって空家・無人とすること
- ⑦共済目的を他の場所に移転すること
- ⑧共済目的の用途を変更すること
- ⑨共済目的について危険が著しく増加すること
- ⑩告知事項の内容変更を生じさせる事実が発生したこと



NOSAI からのお願い

加入申込書記載事項に変更が発生した場合、速やかにNOSAIへご連絡ください。
(例)加入名義人が亡くなり、名義人の変更が必要となった。



掛金は、コンビニで納めることができます。

建物共済の掛金が、お近くのコンビニでもお支払いいただけます。

ご希望の方はお近くのNOSAIまで!

24

- | | |
|-----------|-----------|
| ●セブン・イレブン | ●デイリーヤマザキ |
| ●ローソン | ●ミニストップ |
| ●ファミリーマート | ●ポプラ 他 |



太陽光発電設備の引受について

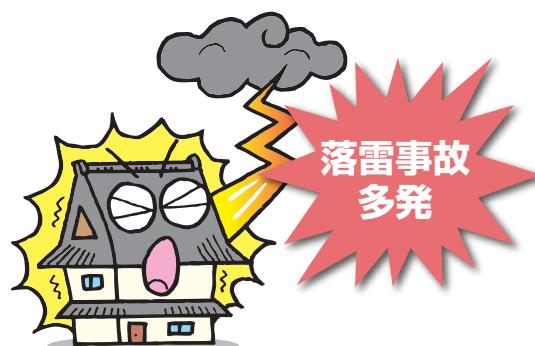
建物の屋根にソーラーパネルを直接設置している場合は、特別にお申し出がない限り、設置建物に必ず含めてのご加入となります。よってソーラーパネルが設置してある建物については、「建物の再取得価額+ソーラーパネルの価額」が加入目安額となります。

一方、地面に設置してある場合は、加入建物と同一敷地内であり、かつ加入建物において発電した電気が使用されていればご加入していただけます。

※引受可能な設置形態であっても、電力規模が100kwを超える場合は引受不可となります。



ソーラーパネルはその設置形態が多種多様です。より詳しい取り扱いについては、お近くのNOSAIまでお尋ねください。



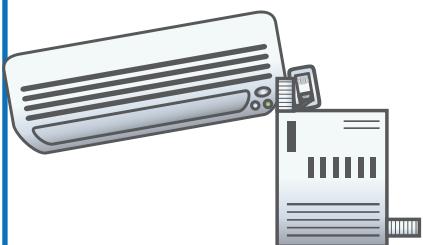
備えは万全ですか？

県下で事故発生件数が最も多いのが落雷です。
電化製品への被害に備え、家財への加入をおすすめします。

建物と家財の補償範囲

建物で補償されるもの

建物本体のほか、ボイラー、エアコン、分電盤など建物に付属されている設備



家財で補償されるもの

テレビ、電話機、パソコン、タンス・衣類などの生活用品で移動可能なもの



補償できないものについて

空家、建築中の建物、遊興施設、共同アンテナ、敷地外のアンテナ及びポンプ、現金、集会所・神社等公共建物の什器、営業用什器備品・商品



失火の責任に関する法律

国の法律では、軽過失によって失火して他人に損害を与えても損害賠償をしなくてもよいことになっています（失火の責任に関する法律）。そのため、類焼で被害を受けても火元に賠償請求することはできませんので、自分の財産は自分自身で十分な契約をして守ることが必要です。

よくあるご質問 (Q&A)

Q1 他の保険に加入しているが、あとどのくらい加入できるのでしょうか?

建物共済の目的は、万一火災事故等で家が損害を受けた時に、再建築、修復の資金を共済金として得るためのものです。

つまり今の家を建て直した場合にいくらかかるか、その額までは加入出来ることになっています。



例 現在A保険会社に建物1,000万円、家財500万円加入
面積50坪の一般的な住宅の再建築価額は

50坪×60万円=3,000万円
(坪単価)

●家族構成による家財の価額(新価)

夫婦、おばあさん、子供2人(5人家族)…約2,000万円
上記の例の場合

建物は3,000万円 家財は2,000万円

あわせて5,000万円まで加入できます。

建物は…3,000万円-1,000万円(A社)=2,000万円

あと2,000万円加入できます。

家財は…2,000万円-500万円(A社)=1,500万円

あと1,500万円加入できます。

Q2 2つ以上の保険に入っていても、全社から共済金をもらえますか?

はい、もらえます。

何社に加入していても加入額の合計が再建築、再取得価額の範囲内なら全社から満額もらえることになります。

例 再取得価額3,000万円の建物が全焼の場合

	【加入額】	【共済金】
NOSAI	1,500万円	1,500万円
A保険	1,000万円	1,000万円
B保険	500万円	500万円
合計	3,000万円	3,000万円

Q3 2つ以上の保険に再取得価額を超えて加入した場合、どうなりますか?

共済や保険では、建物の価値や損害額以上の補償はできないルールがありますので、そのルールに基づいて、再建築・再取得価額以上の加入の場合は、それぞれ分担して建物の価値や損害額の全額を支払うことになります。

例 再取得価額3,000万円の建物が全焼の場合

	【加入額】	【共済金】
NOSAI	2,000万円	1,000万円
A保険	2,000万円	1,000万円
B保険	2,000万円	1,000万円
合計	6,000万円	3,000万円

Q4 NOSAIの建物共済は掛け捨てだから掛金がもったいないのでは？

積立型の長期共済や保険にも、掛け捨て部分の掛け金はあります。満期のときに返ってくる部分は事故によって支払われる以外の部分です。

NOSAIの建物共済は積立部分がなく補償を重視した短期共済ですので掛け金負担がその分軽く、毎年補償額を見直せる長所があります。

このようなことから、最近では、建物共済掛け金は「生活に必要な経費」と考え掛け捨ての共済への加入を考える人が増えています。

掛け捨て型	事故時の支払金	事務費	掛け捨て部分	積立部分
満定期型	事故時の支払金	事務費	満期支払金	

Q5 地震事故の場合はどうなりますか？

■火災共済にご加入の場合

火災共済の場合、地震・噴火・津波による損害は支払い対象になっていません。しかし地震噴火を原因として火災が発生した場合、建物は半焼以上（損害割合20%以上）、家財・農機具は全焼の場合加入共済金額の5%を「地震火災費用共済金」としてお支払いします。

■総合共済にご加入の場合

建物は、損害割合が5%以上の場合は支払い対象になります。家財・農機具は損害割合が70%以上の場合に支払い対象になります。お支払いの限度額は加入額の50%までです。なお、火災共済の「地震火災費用共済金」は対象なりません。

$$\text{支払額} = \frac{\text{損害額} \times \text{加入額} \times 50\%}{\text{再取得価額}}$$

Q6 共済金が支払われない場合とは、どんなとき？

- (1)加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失による損害
- (2)加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害
- (3)加入者以外の者が共済金を受け取るときは、その者の故意又は重大な過失による損害
- (4)共済事故発生の際の加入物件の紛失又は盗難による損害
- (5)加入した建物等の性質又は欠陥による損害
- (6)戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- (7)核燃料物質の放射性、爆発性等による損害
- (8)加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によって事実に反する通知をしたとき
- (9)共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (10)損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- (11)加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (12)加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき



ご契約についての大切なことからを記載していますので、必ずご一読いただき、共済証券とともに大切に保管してください。

お　願　い

※ご契約後に次のようなことが生じたときには、速やかに連絡をお願いします。

- ・ 共済の目的である建物を解体するとき
- ・ 共済の目的である建物の用途・構造を変更するとき
- ・ 共済の目的である建物を他の場所に移転するとき
- ・ 火災などや自然災害によって損害が生じたとき
- ・ 共済の目的を譲渡するとき
- ・ 共済の目的である建物を引き続き30日以上空家にするとき
- ・ 共済証券の記載内容がお申込みいただいた内容と違ったとき

建物火災共済約款

第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

(共済目的の範囲)

- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、臺、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。）とします。
2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済的には含まれません。
(1) 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
(2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者（この組合との間に建物共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。）と同じ世帯に属する親族が所有又は管理する家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済的に含まれます。
4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済的に含まれません。
(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（農機具を除きます。）
(2) 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
(3) 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨どう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
(4) 紙本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
(5) 動物、植物等の生物
(6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
(7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
(8) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
(9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(共済責任期間)

- 第2条 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
2 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金（損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

第2章 共済金を支払う場合

(損害共済金を支払う場合)

- 第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額（事故が発生した場所及び時ににおける共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。
(1) 火災
(2) 落雷
(3) 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破裂又はその現象をいいます。以下同様とします。）
(4) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）の事故による損害は除きます。
(5) 建物内部での車両及びその積載物の衝突及び接触。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
(6) 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
(7) 盗難（強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生したき損又は汚損
(8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

- 第4条 この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。

(地震火災費用共済金を支払う場合)

- 第5条 この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物又は家具類若しくは農機具が損害（消防又は避難に必要な処置によって発生した損害は除きます。以下この条において同様とします。）を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときには、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払います。
(1) 共済目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が当該建物の共済価額の20%以上又は建物の焼失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。）
(2) 共済目的に家具類又は農機具が含まれる場合には、当該家具類若しくは農機具を収容する建物が半焼以上又は建物に収容される全ての家具類若しくは農機具が全焼となったとき（家具類又は農機具の火災による損害の額が当該家具類又は農機具の共済価額の80%以上となったときをいいます。）

(特別費用共済金を支払う場合)

- 第6条 この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。）が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)

- 第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第34条（損害防止義務）第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）を負担した場合において、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として填補される部分を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。
(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に從事した者の着用物を含みます。）の修理費用又は再取得費用
(3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。）

(失火見舞費用共済金を支払う場合)

- 第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）が所有する物（その物が動産であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）について滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。
(1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、破裂又は爆発である場合
(2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭氣付着による損害である場合

第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)

第9条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。

2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合が決定します。

（残存物取片付け費用共済金の支払額）

第10条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（地震火災費用共済金の支払額）

第11条 この組合は、1回の事故につき、1建物ごとに共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）の5%に相当する額を地震火災費用共済金として支払います。

2 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の事故とみなします。

（特別費用共済金の支払額）

第12条 この組合は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（損害防止費用共済金の支払額）

第13条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（失火見舞費用共済金の支払額）

第14条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。）の20%に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（他の保険契約等がある場合の共済金の支払額）

第15条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第4条（残存物取片付け費用共済金を支払う場合）から第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合であっても、第9条（損害共済金の支払額）から第14条（失火見舞費用共済金の支払額）までの規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、別表に掲げる支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

第4章 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない損害）

第16条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

（1）加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（2）加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）

（3）加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（4）第3条（損害共済金を支払う場合）の事例の際ににおける共済目的の紛失又は盗難

（5）共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

2 この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）地震等。ただし、第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の地震火災費用共済金を支払う場合については、この限りではありません。

（3）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

（共済金を支払わない場合）

第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

（1）加入者が第33条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

（2）加入者が正当な理由がないのに第33条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合

（3）加入者が第34条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合

（4）第22条（重大事由による解除）第1項により解除した場合

（5）加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

（6）第29条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

第5章 告知義務・通知義務等

（告知義務）

第18条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより壊補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

（告知義務違反による解除）

第19条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

（1）前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなつた場合

（2）共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかつた場合

（3）加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合

（4）この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができる場合には、解除の通知ができる時）から1ヶ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となつた事実に基づかずして発生した損害については、この組合は共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（通知義務）

第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
 - (2) 共済目的を譲渡すること
 - (3) 共済目的を解体すること
 - (4) 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
 - (5) 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること
 - (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること
 - (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
 - (8) 共済目的の用途を変更すること
 - (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
 - (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事が発生したこと
- 2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等よりも高くなかったときは、この限りではありません。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（危険増加による解除）

- 第21条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（壊滅することとされる損害の発生の可能性が高くなり、建物火災共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヶ月経過したときに消滅します。
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（重大事由による解除）

- 第22条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
- (1) 加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
 - (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 2 前項による解除が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済目的の調査）

- 第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

（共済目的の調査拒否による解除）

- 第24条 加入者が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1ヶ月以内に行使しないときは消滅します。
- 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済関係の解除の効力）

- 第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

（共済関係の失効）

- 第26条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。
- (1) 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
 - (2) 共済目的が第16条（共済金を支払わない損害）の事実によって滅失したこと
 - (3) 共済目的が解体されたこと
- 2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第41条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

（超過共済による共済金額の減額）

- 第27条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加返還等

（危険の減少の場合）

- 第28条 共済関係の成立後に、当該共済関係により壊滅することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
- 2 前項の規定により、共済掛金の減額を行ふ場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

- 第29条 第18条（告知義務）、第20条（通知義務）第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

（共済掛金の返還一解除の場合）

- 第30条 第19条（告知義務違反による解除）第1項、第22条（重大事由による解除）第1項又は第33条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。
- 2 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項又は第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 3 第20条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 4 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によることは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 5 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一失効の場合）

- 第31条 第26条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合）

- 第32条 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- 2 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行ふ場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

（損害発生の場合の手続）

- 第33条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
- 2 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
- 3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。
- 4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

第34条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません。

2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物)

第35条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りではありません。

2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(評価人及び審判人)

第36条 共済金額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。

2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第37条 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下この条において「加入者債権」といいます。)について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。

(1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額

(2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 第35条(残存物)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

第38条 この組合は、加入者が第33条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確 認 事 項	詳 細
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものとの有無及び内容等

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうちの最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払います。

特 別 な 照 会 又 は 調 査 の 内 容	日 数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震火災賃用共済金についての調査に限ります。)	365日

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

(共済金支払後の共済関係)

第39条 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。

2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

第9章 その他

(共済関係の継続)

第40条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第18条(告知義務)の規定を適用します。

2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

(共済関係の承継)

第41条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に關し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承継を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からその効力を生じます。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第42条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。

2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接この組合に共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に對して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に對して共済金の支払を請求することができます。

4 共済金の支払を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は損害賠償請求権に關して差し押さえることができます。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に共済金を支払います。

(準拠法)

第43条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第59号)、この組合の定款及び事業規程によります。

別表 第15条第2項の共済金の種類別の支払限度額

共 済 金 の 種 類	支 払 限 度 額
1 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額)
2 第4条(残存物取付費用共済金を支払う場合)の残存物取付費用共済金	残存物取付費用の額
3 第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の地震火災費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに共済額に5%(他の重複契約関係に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
4 第6条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)
5 第7条(損害防止費用共済金を支払う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
6 第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき20万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額

建物総合共済約款

第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

(共済目的の範囲)

- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、畠、建具その他の從物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。）とします。
- 2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。
- (1) 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
- (2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
- 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者（この組合との間に建物共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。）と同じ世帯に属する親族が所有又は管理する家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
- 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかるらず、共済目的に含まれません。
- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（農機具を除きます。）
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- (3) 貴金属、宝玉石及び宝石、書画、骨董品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- (4) 稿本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (5) 動物、植物等の生物
- (6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
- (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- (8) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
- (9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(共済責任期間)

- 第2条 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- 2 前項の規定にかかるらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
- 3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金（損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

第2章 共済金を支払う場合

(損害共済金を支払う場合)

- 第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額（事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。
- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
- (4) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (5) 建物内部での車両及びその積載物の衝突及び接触。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (6) 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (7) 盗難・強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生したき損又は汚損
- (8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為
- 2 この組合は、この約款に従い、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に生じた共済価額の減少（防災又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して、損害共済金を支払います。
- 3 前項の地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による損害には、次のものを含みます。
- (1) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
- (2) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
- (3) 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

- 第4条 この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害（地震等による損害を除きます。）を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。

(特別費用共済金を支払う場合)

- 第5条 この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害（地震等による損害を除きます。）を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。）が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)

- 第6条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第32条（損害防止義務）第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）を負担した場合において、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として填記される部分を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。）

(失火見舞費用共済金を支払う場合)

- 第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）が所有する物（その物が動産であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）について滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。
- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、破裂又は爆発である場合
- (2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭氣付着による損害である場合

第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)

- 第8条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。

- 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。

- (1) 第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合

区分	損害 共 済 金 の 額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ （共済金額を限度とします。）

- (2) 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震等による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害 共 済 金 の 額
損害の額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$
損害の額が共済価額の80%未満であるとき	（損害の額－共済価額の5%に相当する額又は10,000円のいずれか低い額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

- (3) 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

区分	損害 共 済 金 の 額
損害の額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額× $\frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{共済価額}}$

損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。）の額の合計額とします。

3 加入者が故意又は重大な過失によって第32条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合が決定します。

（残存物取付費用共済金の支払額）

第9条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取付費用の額を残存物取付費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取付費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（特別費用共済金の支払額）

第10条 この組合は、共済金額（共済金額が共済額を超えるときは、共済額に相当する金額とします。）の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（損害防止費用共済金の支払額）

第11条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済額を超えるときは、共済額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \frac{\text{共済金額}}{\text{共済額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（失火見舞費用共済金の支払額）

第12条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第7条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額（共済金額が共済額を超えるときは、共済額とします。）の20%に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（他の保険契約等がある場合の共済金の支払額）

第13条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第4条（残存物取付費用共済金を支払う場合）から第7条（失火見舞費用共済金を支払う場合）までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合であっても、第8条（損害共済金の支払額）から第12条（失火見舞費用共済金の支払額）までの規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、当該支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

第4章 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない損害）

第14条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

（1）加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人的業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第40条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（2）加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）

（3）加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）。ただし、第40条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（4）第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の際ににおける共済目的の紛失又は盗難

（5）共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

2 この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

（共済金を支払わない場合）

第15条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

（1）加入者が第3条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

（2）加入者が正当な理由がないのに第3条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合

（3）加入者が第3条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合

（4）第20条（重大事由による解除）第1項により解除した場合

（5）加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

（6）第27条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

第5章 告知義務・通知義務等

（告知義務）

第16条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

（告知義務違反による解除）

第17条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

（1）前項の告げなかつた事実又は告げた不実のことがなくなつた場合

（2）共済関係の成立の当时、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかつた場合

（3）加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもつて更正をこの組合に申し出で、この組合がこれを承認した場合

（4）この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができる場合には、解除の通知ができる時）から1ヶ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずして発生した損害については、この組合は共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（通知義務）

第18条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

（1）共済目的について他の保険者又は共済事業を行なう者と第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること

（2）共済目的を譲渡すること

（3）共済目的を解体すること

（4）共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと

（5）共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること

（6）共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること

（7）共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。

（8）共済目的の用途を変更すること

（9）共済目的について危険が著しく増加すること

（10）前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したとき、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかつたときは、この限りではありません。

3 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。

4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。

5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（危険増加による解除）

第19条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、建物総合共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかつた場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。

- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過したときに消滅します。
3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（重大事由による解除）

- 第20条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
(1) 加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
(2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
(3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済目的の調査）

- 第21条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

（共済目的の調査拒否による解除）

- 第22条 加入者が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消滅します。
3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済関係の解除の効力）

- 第23条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

（共済関係の失効）

- 第24条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。
(1) 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
(2) 共済目的が第14条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
(3) 共済目的が解体されたこと
2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第39条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

（超過共済による共済金額の減額）

- 第25条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加返還等

（危険の減少の場合）

- 第26条 共済関係の成立後に、当該共済関係により壊滅することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

- 第27条 第16条（告知義務）、第18条（通知義務）第1項又は第39条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

（共済掛金の返還一解除の場合）

- 第28条 第17条（告知義務違反による解除）第1項、第20条（重大事由による解除）第1項又は第31条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。
2 第18条（通知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項又は第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
3 第18条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
4 第18条（通知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項及び第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
5 第18条（通知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項及び第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一失効の場合）

- 第29条 第24条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合）

- 第30条 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
2 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

（損害発生の場合の手続）

- 第31条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
2 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。
4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

（損害防止義務）

- 第32条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠つてはなりません。
2 加入者は、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

（残存物）

- 第33条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りではありません。
2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

（評価人及び審判人）

- 第34条 共済価額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。
2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

（第三者に対する権利の取得）

- 第35条 第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「加入者債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。
(1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
(2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- 2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
 3 第33条(残存物)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

第36条 この組合は、加入者が第31条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確 認 事 項		詳 細
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合		事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合		約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合		損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合		約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合		重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものとの有無及び内容等

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払います。

特 別 な 照 会 又 は 調 査 の 内 容	日 数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震等による損害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。)	365日

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

(共済金支払後の共済関係)

第37条 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。

2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

第9章 その他

(共済関係の継続)

第38条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第16条(告知義務)の規定を適用します。

2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

(共済関係の承継)

第39条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からその効力を生じます。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第40条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。

2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接この組合に共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。

4 共済金の支払を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は損害賠償請求権に関して差し押さえることができます。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に共済金を支払います。

(準拠法)

第41条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第593号)並びに、この組合の定款及び事業規程によります。

別表 第13条第1項の共済金の種類別の支払限度額

共 済 金 の 種 類	支 払 限 度 額
1 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額)
2 第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)の残存物取片付け費用共済金	残存物取片付け費用の額
3 第5条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これららの限度額のうち最も高い額)
4 第6条(損害防止費用共済金を支払う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
5 第7条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき20万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額

新 価 特 約 条 項

(この特約条項が適用される範囲)

第1条 この特約条項は、建物火災共済約款第1条(共済目的の範囲)又は建物総合共済約款第1条(共済目的の範囲)に掲げる共済目的であって、その減価割合(再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいいます。以下同様とします。)が100分の50以下であるものに適用されます。

2 再取得価額とは、共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するのに要する額をいいます。

(損害共済金を支払うべき損害の額)

第2条 この特約により、この組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した地及び時におけるこの特約に係る共済目的の再取得価額によって定めます。

(共済金額の減額及び新価特約の解除)

- 第3条 この組合は、この特約に係る共済目的たる建物が、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項若しくは第2項の事故以外の原因により損害が発生した場合において、その建物の減価割合が100分の50を超えた場合には、新価特約を解除するものとします。この場合において、新価特約を解除した共済関係の共済金額が共済金額を超えるときは、共済金額をその共済金額に相当する金額に減額するものとします。
- 2 この組合は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済掛金（臨時費用担保特約が付されているときには、その特約共済掛金を含みます。）のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 3 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(損害共済金の支払額)

- 第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかるわらず、次の各号の表の額（表中の共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。）を支払います。

(1) 建物火災共済の場合

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

(2) 建物総合共済の場合

- ① 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

- ② 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額が再取得価額の80%未満であるとき	（第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 - 再取得価額の5%に相当する額又は10,000円のいずれか低い額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$

- ③ 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{再取得価額}}$

この場合の損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。）の額の合計額とします。

(準用規定)

- 第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。この場合において、建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定中「共済金額」とあるのを「共済目的の再取得価額」と読み替えるものとします。

小 損 害 実 損 填 补 特 約 条 項

(この特約の締結)

- 第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申込み、この組合がこれを承諾した場合に締結します。
- 2 この特約は、共済金額が1,000万円以上である建物火災共済又は建物総合共済の共済関係に付すことができます。
- 3 この特約は、前項に規定するもののほか、建物火災共済及び建物総合共済（共済目的及び共済責任期間が同一であるものに限ります。）の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済のいずれかに付すことができます。

(小損害実損填補特約の解除)

- 第2条 この組合は、建物火災共済約款第27条（超過共済による共済金額の減額）又は建物総合共済約款第25条（超過共済による共済金額の減額）により共済金額を減額したことにより、建物共済の共済関係が、この特約を付すことができるものに該当しなくなったときは、この特約を解除します。
- 2 この組合は、前項の規定によりこの特約を解除した場合は、この特約に対応する共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 3 第1項の規定による小損害実損填補特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所宛ての書面による通知をもって行います。

(損害共済金の支払額)

- 第3条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかるわらず、損害の額に相当する金額を支払います。
- 2 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円を超える場合であって、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の規定により算出した損害共済金が30万円に満たないときは、損害共済金として、これらの規定にかかるわらず、30万円を支払います。
- 3 共済事故が自然災害であって、損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかるわらず、損害共済金は支払いません。

(準用規定)

- 第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

臨 時 費 用 担 保 特 約 条 項

(組合の支払責任)

- 第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項若しくは第2項（地震等を除きます。）の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、損害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
- 2 この組合は、第4項に規定する者が、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく增大したときの損害防止を含みます。）し、被害の日から20日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被ったときは、前項の臨時費用共済金のほか、その死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金（以下「死亡・後遺障害費用共済金」といいます。）を加入者に支払います。ただし、加入者が死亡した場合には、その法定相続人に支払います。
- 3 前項ただし書の規定により死亡・後遺障害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
- 4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとします。
- （1）加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
- （2）加入者及び共済目的の所有者の親族
- （3）加入者及び共済目的の所有者の使用者
- （4）共済証券記載の建物に居住している者

(臨時費用共済金の支払額)

- 第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の損害共済金の額に10%、20%又は30%のうち加入者が選択した割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。
- 2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。
- 3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円（他の重複契約関係に限度額が250万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額（以下この項において「支払限度額」といいます。））を超えるときは、前項の規定にかかるわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
- 4 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定をそれぞれに適用します。

(死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)

第4条 建物火災共済約款第16条（共済金を支払わない損害）及び第17条（共済金を支払わない場合）又は建物総合共済約款第14条（共済金を支払わない損害）及び第15条（共済金を支払わない場合）の規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。

(死亡又は後遺障害発生の通知)

第5条 加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故によって損害が発生し、第1条（組合の支払責任）第4項に規定する者が死亡又は後遺障害を被った場合は、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

（別表）後遺障害の基準

1 両眼の視力が0.02以下になったもの	7 両下肢を足関節以上で失ったもの
2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	8 両下肢の用を全廃したもの
3 そしゃくの機能を廃したものの	9 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4 言語の機能を廃したものの	10 神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5 両上肢の用を全廃したものの	11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
6 両手の手指の全部を失ったもの	

収容農産物補償特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、この特約に係る共済目的が損害を受けた場合において、その損害に対して共済金（以下「収容農産物損害共済金」といいます。）を支払います。

(この特約に係る共済目的)

第2条 この特約に係る共済目的は、建物総合共済の共済目的である建物に収容される次のいずれかの農産物（出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調製等の作業中のものを含みます。以下「収容農産物」といいます。）のうち、加入者が申し出たものとします。

- (1) 米穀
- (2) 麦
- (3) 大豆

(この特約に係る共済責任期間)

第3条 この特約に係る共済責任期間は、次のいずれかの期間のうち、加入者が申し出たものとし、共済責任期間の開始日の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

- (1) Aタイプ 加入者が申し出た開始日から未日までの120日以下の期間（複数の期間であって、それぞれの期間の日数の合計が120日以下のものも含みます。）
- (2) Bタイプ 建物総合共済約款第2条（共済責任期間）第2条第1項の共済責任期間と同一の期間

(収容農産物損害共済金の支払額)

第4条 この組合が支払う収容農産物損害共済金の額は、建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）の事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金の額の合計は、100万円以上500万円以下の範囲内で100万円を単位として加入者が申し出た金額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

2. 共済事故が地震等である場合は、収容農産物損害共済金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の損害の額の30%に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金のうち、地震等により支払うものの金額の合計は、支払限度額の30%に相当する金額を限度とします。

3. 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金は支払いません。

4. 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第32条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引いて得た金額を損害の額とみなします。

(共済掛金の返還－失効の場合)

第5条 建物総合共済約款第24条（共済関係の失効）の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済金支払後の特約条項)

第6条 収容農産物損害共済金の合計額が支払限度額に達したとき、この特約は消滅します。

(準用規定)

第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第13条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）から第23条（共済関係の解除の効力）まで、第28条（共済掛金の返還－解除の場合）、第31条（損害発生の場合の手続）から第36条（共済金の支払時期）まで、第38条（共済関係の継続）から第40条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）まで及び第41条（準拠法）の規定を準用します。

約款等に対するお問い合わせ先

本 所 〒703-8265
岡山市中区倉田436番地2
TEL (086) 277-5511

東備支所 〒709-0451
和気郡和気町和気438番地10
TEL (0869) 92-0404

倉敷支所 〒710-0052
倉敷市美和1丁目13番33号
TEL (086) 430-1717

井笠支所 〒714-1201
小田郡矢掛町矢掛2979番地1
TEL (0866) 83-2600

高梁支所 〒716-0045
高梁市中原町1420番地2
TEL (0866) 21-0350

新見支所 〒718-0017
新見市西方423番地6
TEL (0867) 72-4455

真庭支所 〒717-0023
真庭市江川794番地1
TEL (0867) 44-5520

津山支所 〒708-1205
津山市新野東567番地
TEL (0868) 36-7730

勝英支所 〒709-4316
勝田郡勝央町勝間田201番地
TEL (0868) 38-1240

建物共済重要事項説明書

この説明書は、建物共済への加入に当たり、加入される旨さまにあらかじめご承知いただきたい契約上の重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を整理したものです。加入申込みの際にご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、NOSAIにお問い合わせ願います。また、詳細については「約款の頁」をご覧ください。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して共済加入者にとって不利益になる事項、特に注意いただきたい事項

1 契約前におけるご確認事項

1. 建物共済の加入資格者

契約概要

建物共済の加入資格を有する方は、次の各号のいずれかに該当する方で、組合の区内に住所を有する方とします。

- (1) 水稻又は麦につき耕作の業務を営む方（合計耕作面積10a以上）
- (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む方
- (3) もも又はぶどうにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各5a以上）
- (4) 黒大豆、白大豆又は種ばれいしょにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各5a以上）
- (5) ビニールハウス又はガラス室を所有し又は管理する方で農業を営む方
- (6) 建物又は農機具を所有する方で農業に從事する方

2. 加入申込みと契約の成立

契約概要

注意喚起情報

建物共済の契約は、加入資格者が所有または管理する建物を加入申込書に必要事項を記入し、告知事項・通知事項をご確認の上、捺印して申込み、NOSAIが加入承諾したときに成立します。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いします。

記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金が支払えなくなる場合があります。また、共済責任期間内に変更があった場合には遅滞なくNOSAIにお申し出ください。

3. 共済責任の開始及び共済責任期間

契約概要

注意喚起情報

建物共済に係る共済責任は、加入者から掛金をNOSAIに納められた日の午後4時から開始しますが、掛金を納入されても共済責任の開始を加入申込書に指定された場合は、その日の午後4時からの開始となります。また、契約に基づいて補償する期間は、共済責任開始日の午後4時から原則1年間です。

4. 共済掛金等の決定の仕組みと払込方法等

契約概要

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造・付帯する特約などによって決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

共済掛金等の払込方法は、口座振替、現金振込の方法があります。加入申込みの際にお申し出ください。

5. 共済事故

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 建物火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の衝突等、建物内部での車両の衝突、給排水設備に生じた事故等による水漏れ（自然災害による損害は除きます。）、盗難によって生じた賠償・汚損、騒乱等による破壊行為（以下これらを総称して「火災等の事故」といいます。）

(2) 建物総合共済

①建物火災共済で生じた火災等の事故
②台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらのことによる自然現象による損害（以下これらを総称して「自然災害」といいます。）
③地震・噴火・津波（以下「地震等の事故」といいます。）

6. 共済金の算定

契約概要

注意喚起情報

共済金は、損害の額を基に建物・家具類・農機具（以下「建物等」といいます。）の評価額に対する共済金額の割合で算定します。

ただし、自然災害及び地震等による事故は建物総合共済への加入が必要です。また、地震等による事故の共済金の算定は、共済金額に一律50%を乗ることになります。

7. 他の共済加入等がある場合の共済金支払い

契約概要

注意喚起情報

加入した建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合は共済約款に定める方法により共済金を支払います。

8. 共済金が支払えない場合

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできません。

- (1) 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失による損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害
- (3) 加入者以外の者が共済金を受け取るときは、その者の故意又は重大な過失による損害
- (4) 共済事故発生の際の加入物件の紛失又は盗難による損害
- (5) 加入した建物等の性質又は欠陥による損害

●NOSAI岡山の収支状況については、ホームページをご覧下さい。NOSAI岡山ホームページ <http://www.nosai-oka.or.jp/>

お問い合わせ・お申し込みはお近くのNOSAIまでお願いします。



本 所

〒703-8265

岡山市中区倉田436番地2

TEL (086) 277-5511

高梁支所

〒716-0045

高梁市中原町1420番地2

TEL (0866) 21-0350

東備支所

〒709-0451

和気郡和気町和気438番地10

TEL (0869) 92-0404

新見支所

〒718-0017

新見市西方423番地6

TEL (0867) 72-4455

真庭支所

〒717-0023

真庭市江川794番地1

TEL (0867) 44-5520

倉敷支所

〒710-0052

倉敷市美和1丁目13番33号

TEL (086) 430-1717

井笠支所

〒714-1201

小田郡矢掛町矢掛2979番地1

TEL (0866) 83-2600

津山支所

〒708-1205

津山市新野東567番地

TEL (0868) 36-7730

勝央支所

〒709-4316

勝田郡勝央町勝間田201番地

TEL (0868) 38-1240